

2021. 3. 31. No395

おきがくろウニュース
沖縄学校事務労働組合



自らの要求は自らの手で!

カンパ送付先

郵便振替 02090-0-2239
沖縄学校事務労働組合

連絡先

okigakuro2017@gmail.com

当局、人事異動ルールを勝手に改変

人事異動ルール変更時の当局の言い分

2017年に人事異動のルールが2点変更になっている。一つは、事務職員等の同一校勤務年数を5年から3年に短縮すること。もう一つは、離島へき地校の勤務経験を1回から『2回以上』に増やすことだった。

その目的を当時の学校人事課は「職員のライフステージの中で勤務年数を3年に短くすることにより、職員の希望する時期に異動することが容易になる」「離島へき地校には、新規採用者、臨時的任用者が多いため職階別の配置率も若い人が多くベテランが少ない。年齢別の配置構成がいびつになっている。沖縄本島の割合と同じにしたい。そのためにまだ離島へき地校未経験、1回経験の人に異動してもらおう」と言っていた。

当時の当局の制度変更主旨をまとめると

- ① 5年を3年に短くすることで職員の個人的な異動希望時期に沿うことができる。
- ② 離島へき地校への事務職員の新規採用者の配置をやめたい。
- ③ 本島と宮古・八重山・国頭地区等の職階別配置割合を同じにしたい。
- ④ 平地校間を3年で異動させたいわけではない。
- ⑤ 離島へき地校への異動回数は2回まで（シミュレート済み。3回目はない）。
- ⑥ 離島へき地校3年経験者の本島での異動先を確保したい。 というものだ。

今の人事担当者の解釈

それを今の学校人事課担当者は「離島へき地校の勤務経験『2回以上』とは、『以上』の字面の通り3回、4回以上も含むもの」と断言した。

また、平地校間の異動も原則3年で行うとし、3年以上の勤務を希望する場合は調査書（個票）の要望欄にその旨書き込んでもらいたいと言った。ひとつの学校で継続して勤務できるのは3

年とするのが今の学校人事課の考え方だ。

これは、前述したルール変更時の担当者の説明と大きくかけ離れたものであり、この食い違いは担当者間での引き継ぎが不完全なものであったか、あるいは現担当者が意図的に当時の考えを無視しているかのどちらかだ。

当局が提案してきた人事異動ルールの変更に係る職員団体との団体交渉で発せられた言葉が、わずか数年でまったく別なものにすり替えられてしまっている。

人事異動は、離島を多く抱える沖縄県で働く小・中学校事務職員にとって働く場所が変わるということだけで済むものではない。

離島への引越の厳しさを知ってもらいたい

何度でも離島へき地校に勤務しなければならないこと、同じ学校に3年しか継続して勤務できないという二つの変更項目は、私たちの働き方、生活のありように大きな影響を与えるものだ。離島へき地に住むということは、家族がある者にとって多くの場合、家族と離れ二重生活を強いられることになる。

配偶者の就業のあり方の変更（辞職して異動先で一緒に暮らすか、あるいは辞めずに働き続け別居するか）や子どもの学習環境の変更（転校するか転校せずに配偶者と伴に生活させるか）、未就学児であれば預け先の確保（保育所探し）等が問題となる。

引越し作業ひとつとっても、離島へき地によっては島に引越し業者が存在せず、荷物の到着日時、一時保管場所等を自ら調整・手配しなければならない。島で自家用車を使用する場合、フェリーへの船積み手配まで自力で行うことになる。離島へのフェリーは毎日出航するわけもなく、出発までの数日間、自家用車無しでの生活を強いられることもある。

自家用車なしで3歳児と一緒にやんばるから与那国島へ引っ越した経験がある私からすれば、あの難儀さを再再度やれと言われたら、いっそ仕事を辞めてやろうかとさえ思ってしまう。

受験期の子どもがいたり、介護が必要な親族がいたりしたなら、別居する配偶者に過重な負担をかけることにもなる。新たな家財道具の購入、異動前に下見のため島へ行く旅行費等余計な出費もかさむ。

こんな面倒な引越し作業をしながら事務職員にとってとにかく多忙な年度末、年度始めの業務を平行して行うことの難しさは、経験したことのある者でなければ理解できないものだ。

簡単に「2度以上とは、3度でも4度でもある」と言う人事担当者は、せいぜいが那覇市から石垣島や宮古島のように大きなスーパーマーケットがあり格安な家賃の公的な宿舍が用意されている所にしか転勤しないのだから、学校事務職員の苦しさが想像できないのだ。

そのたいへんさを人事異動ルール変更時の人事担当者は一定程度理解をしていたからこそ「離島へき地校勤務経験は2回まで」と明言したはずだ。

沖学労も栄養職員、養護教諭や事務職員のようにひとつの学校に一人を配置することがほとんどの職種はその人数に比べ学校数が多いため、離島へき地校経験を1回から2回に増やすことに全体の平等性を保つためにやむなしと受け入れた経緯がある。

その経緯を引き継ぎもせず、前任者に確認もしない今の学校人事課担当者は、前任者の苦労を蔑ろにするものであり「離島へき地校で勤務することも仕事のうち」と理解して異動する、学校の中の少数職種の人たちを馬鹿にする発言であり許されるものではない。

「3年で異動させている」の嘘

ルール変更時に当局は、離島へき地校のみを2年また3年で異動させる前提でシミュレーションし、それで可能であることを断言していた。

今の担当者が言う「平地校も含めて大半が3年で異動している」の言葉は、多くの者が平地

校に5年勤務している実態とかけ離れており、離島へき地への異動を当局側に都合よく回すための嘘だ。異動希望先を調べるための資料となる「定期人事異動予定者数」の表は、3年勤務を前提としたものとなっており、3分の2の学校で事務職員が異動対象者となっている。これは4年目5年目の者が多くいるせいだ。

皆が3年で異動しているのなら異動対象者は全体の3分の1にしかならないはずだ。当局自ら作成した資料が当局の嘘を証明している。

住居が確保できないという人権問題

2月19日に人事異動内示があった。当組員に希望していない内示が出た。離島5級へき地校から本島に戻り平地校3年勤務の後、離島3級へき地校という短期間で2度目の離島校への異動だ。2年前にはみられなかったやり方だ。

学校人事課担当者は「人事異動調査書の転出希望先のへき地欄に当該職員が書いた第一希望だ」と言う。自分で書いたんだから文句を言う筋ではないと言いたいのだろう。

しかし、人事異動希望調査書のへき地校欄を空欄にして校長へ提出すると、「空欄のままだと、どこの離島に決まっても苦情が言えなくなるよ」と脅されるため仕方なく記入したものだ。

当人は調査書の要望欄で強く留任希望を主張し、賃貸住宅契約の際に必要な保証人になってくれる親族がないこと等から自力での住居確保が困難ことを記入していた。当然、へき地校への転勤を希望していたわけではない。そのため現在も異動先での住居を確保できていない。当人はこれを何度も県教育庁学校人事課、教育事務所、市教委に訴えているが「保証会社を利用しろ。校長が保証人になれば良い。住居確保の手助けはしない」と無責任な返答を繰り返す。

断れば懲戒処分される行政命令で異動させるのであれば、個人的な「温情」にすがれと放り出すのではなく職員が安心して異動（転居）できるよう行政機関として対応し手続きすべきだ。

当局が、このまま当人の個人的な対応や余計な出費で解決させようとするのであれば、これは明らかな人権問題であり許し難い。 (濱)

